

山口県報

令和2年
9月18日
(金曜日)

目次

- 告示
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定(環境政策課).....
- 公告
漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意(農林水産政策課).....
- 令和二年度砂利採取業務主任試験の実施(商政課).....
- 土地改良事業の工事の完了(農村整備課).....

山口県告示第三百四十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和二年九月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 形質変更時要届出区域
光市大字島田字八幡三四三四の一部
- 二 特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

山口県告示第三百四十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十二条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第八十二条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和二年九月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

区	域	区	分
小畑区域			総トン数十トン未満の漁船により、主としてはえ縄を使用して営む漁業

(二一〇) 令和二年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

令和二年九月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 試験の日時
令和二年十一月十三日(金曜日) 午前十時から正午まで
- 二 試験の場所
山口市滝町一番一号
山口県庁商工労働部一号会議室
- 三 受験資格
年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。
- 四 試験の科目
(一) 砂利の採取に関する法令
(二) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む)

む。

五 受験願書の受付期間

令和二年十月十二日(月曜日)から同月二十三日(金曜日)まで(郵送の場合は、十月二十三日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験願書等の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)
山口県商工労働部商政課

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。)

八 受験手数料

八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和二年十一月三十日(月曜日)とし、可否を受験者に文書で通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部商政課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部商政課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書 部請求」と朱書きし、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部商政課(電話〇八三一九三三一

三二五五)にすること。

(三二一) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和二年九月十八日

一 事業の名称

県営木屋の谷地区ため池等整備事業

二 工事完了の時期

平成十八年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

令和二年九月十八日印刷
令和二年九月十八日発行

発行人 山口県知事